

三木町職員の懲戒処分について

次のとおり懲戒処分及び措置を行いましたので公表します。

1 処分対象職員

- | | |
|-------------|--|
| (1) 被 処 分 者 | 町長部局 係長級 40 歳代 女性職員 |
| (2) 処分年月日 | 令和 7 年 9 月 8 日 |
| (3) 処分の内容 | 減給 10 分の 1 1 か月 |
| (4) 事案の概要 | 本年 7 月 3 日に、被害者男性職員からセクシャルハラスメントを受けているという相談を受け付け、本町の規則及び指針に従い調査した結果、次のことが明らかになったため処分を行った。
「部下の男性職員に対して肩や背中に不必要にボディタッチを繰り返し、また、同職員の同意も得ずウエストに触ったこと、さらに、ズボンの背中部分に手を入れ、腰付近を触ったことなど不必要な身体的接触を行い、精神的苦痛を与えたもの（セクシャルハラスメント）」 |

2 その他

所属課の課長、課長補佐の 2 名について、口頭厳重注意の措置を同日付けで行った。